



平成 21 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 **アンリツ株式会社**
代表者名 代表取締役社長 戸田 博道
(コード番号 6754 東証第 1 部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
川辺 哲雄
(TEL. 046-296-6507)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 83 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「株式等決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日付で施行されたことにより、上場会社の株式が株式振替制度に一斉に移行したこと(いわゆる株券電子化)に伴い、株券を発行する旨の当社定款の規定は廃止されたものとみなされております。このため、当社定款上、不要となった条文及び用語について形式的な変更を行うものであります。また、上記変更による現行定款第 7 条の削除に伴い、必要となる条数の繰上げを行うものであります。
- (2) 株券喪失登録簿は、株式等決済合理化法の上記施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第 8 条</u> (省略)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。 <u>② 当社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第 10 条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第 11 条</u> (省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 12 条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 13 条</u> 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第 7 条</u> (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第 8 条</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第 10 条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第 11 条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第 12 条</u> 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>第 14 条</u>～<u>第 19 条</u> (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>第 13 条</u>～<u>第 18 条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第20条～第31条 (省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条～第41条 (省略)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第42条～第45条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第31条～第40条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条の規定は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上